

# EV 充電に関する英 VAT 規則、 CHARGE MY STREET 訴訟判決を受け見直しへ

UHY Tokyo News Letter  
July. 2026

英国における「Charge My Street Limited 対 HMRC（英国歳入関税庁）」訴訟の判決は、公共の場所における EV 充電に関する付加価値税（VAT）についての HMRC の見解に異を唱えるものとなり、特定の状況下では軽減税率が適用され得るとの判断を下しました。この判決は、EV 充電サービス事業者に対し、契約条項や給電量の基準に関する重大な検討事項を突き付けています。

HMRC の現在のガイダンスでは、様々な公共の場所に設置された設備での EV への充電は、供給される電力量にかかわらず、個人の住宅や建物に対して行われる供給ではないため、VAT の目的上、標準税率が適用されるとしています。ただし、「適格な使用（Qualifying Use：家庭用または慈善団体の非ビジネス用を意味する）」のために、小口の「デ・ミニミス（de minimis：免責・少額基準）」レベルで供給される場合には、軽減税率（5%）を適用することができます。

最近の英国第一審租税裁判所（FTT：First Tier Tribunal）の事件「Charge My Street Limited v HMRC [2026] (TC09802)」では、公共の EV 充電設備を設置・運営する事業者である Charge My Street Limited（以下、CMS 社）の充電設備を通じて供給された電力に対する VAT 課税関係が争点となりました。その結果、特定の状況下においてはこれが軽減税率の対象となるという CMS 社の主張が認められ、標準税率を適用すべきとする HMRC の立場は否定されました。

## 事案の概要

CMS 社の充電設備は、地域社会を重視したものであり、利用者がアクセスしやすいよう、ホテル、スーパーマーケット、駐車場などの公共の場所に設置されていました。これらは通常、高速道路のサービスエリアなどに設置されている充電設備よりも低い料金が設定されています。

自宅に充電設備がある人は、通常、より低い料金体系を利用できますが、すべての人が自宅に充電設備を設置できるわけではないため、このような公共の充電設備を使って EV に充電する必要があります。

CMS 社は、自社が供給する電力の一部（特定のアプリを通じて供給されたもの）は、家庭用供給とみなされるべきであり、したがって（自宅での充電と同様に）5%の軽減税率の適用対象となるべきと主張していました。

HMRC はこれに同意せず、電力が利用者の自宅敷地で供給されていないため、CMS 社による公共充電の供給は家庭用とはみなされず、HMRC の VAT Notice 701/19 の 3.2.2 に規定されている通り、標準税率（現在は 20%）の適用対象になると主張しました。

しかし CMS 社は、1994 年 VAT 法（VAT Act 1994）の 7A.1.1 の規定により、軽減税率の適用余地があるものと考えました。これは、同法の注記 5(g)において、特定のデ・ミニミス（少額）レベルの燃料供給を家庭用とみなすことを認めていると

解釈したものです（供給される電力が月に1,000キロワット時（kWh）を超えない場合）。一方、HMRCはこれに同意せず、契約上の条件に基づけばCMS社の電力供給は実際にはEV用アプリ事業者に対して行われており、そのアプリ事業者がドライバーに対して充電サービスを提供しているに過ぎないとの見解を示しました。また、仮にCMS社がドライバーに直接電力を供給していると認めたとしても、VAT法の注記5(g)をCMS社のように解釈しないと述べました（デ・ミニミス規定が適用されるには、供給場所が自宅である必要があるという見解）。

ここで、FTTは多くのドライバーがこの特定のアプリ事業者を介して電気代を支払っていたことに留意しました。このアプリを通じた電力供給については、契約上の文言と実際の取引内容が異なるため、FTTは実際に何が、誰に対して供給されていたのかという商業的・経済的実態に基づいて解釈する必要があると判断しました。

FTTの見解では、供給場所には駐車場などの公共の場所も含めることができ、顧客自身の自宅での供給である必要はなく、また1,000 kWh/月はデ・ミニミス（少額）レベルである（HMRCが主張したような1日あたり32 kWhへの日割計算は、VAT法に裏付けがないため認められない）というものでした。したがって、この特定のアプリを利用したケースにおいては、デ・ミニミス規定が適用され、家庭用供給とみなされる電力に対しては軽減税率が適用されるものと判断されました。また、アプリ事業者（代理人として行動）は、標準税率が適用されるソフトウェアサービスをCMS社に提供しているものと判断されました。FTTは、CMS社が他のアプリを介して行った電力供給のVAT課税関係については検討しなかったため、CMS社の不服申立ては一部のみ認められました。しかし、FTTは、それらの他のアプリ事業者が同様に代理人として行動していたのか、あるいは本人として行動していたのか（この場合はCMS

社がアプリ事業者に対し標準税率適用の電力供給を行い、アプリ事業者がドライバーに対して軽減税率適用の電力供給を行うことになる）を確定させる必要があると指摘しました。

## 見解

HMRCは、当FTT判決に対して上訴する見通しであると言われてしています。FTTの判決自体には法的拘束力（判例としての効力）がないため、充電業界の主要企業や事業者のみならず、業界団体や政策提言団体等が、大きな関心を持って今後の動向を注視しています。

VATの課税関係は、常に個々の具体的な事実関係によって左右されるため、この判決が出たからといって、他の類似事業者に軽減税率のメリットが当然に適用されるとは限りません（特に、電力がドライバーに直接供給されず、アプリ事業者を介して供給されている場合はその傾向が強まると考えられます）。しかし、CMS社の状況と完全に一致する事業者においては、事実関係や契約条件、およびドライバーによる月間利用実績等を完全に立証できることを前提に、HMRCへのVAT還付請求を検討する余地があるかもしれません（ただし、上訴の結果が確定するまでは流動的）。なお、いかなるVAT還付も、HMRCに対して「不当利得」が生じないことを証明する必要があるとされています（HMRCから還付された過大徴収分のVATは、顧客に全額返金しなければならない）。また、還付の可否は、今回のCMS社の判決を受けて、HMRCが現在の見解を変更するかどうかにも左右されると考えられます。

## 実務的な影響及び考慮事項

- ・EV充電サービス事業者は、アプリ事業者との契約内容を確認し、電力をドライバーに直接供給しているのか（CMS社の事例のようにアプリ事

業者が代理人として機能している場合)、あるいはアプリ事業者に電力を供給しているのか (アプリ事業者が本人として機能し、ドライバーに転売している場合) を判断する必要があると考えられます。

- それぞれの場合において、契約上の条件が、提供される物やサービスの内容及び供給先に関する経済的・商業的実態を正確に反映しているものとなっているかを確認することが重要となります。
- 充電サービス事業者が基準の範囲内 (1,000kWh/月) でドライバーに直接電力を供給しており、契約内容と経済的実態が明らかである場合には、CMS 社事件における FTT 判決を踏まえ、HMRC に VAT 還付請求を検討する価値があると考えられます。また、将来的に HMRC による上訴が棄却され HMRC が VAT 課税に関する見解を変更した場合には、サービス事業者は申告や納税実務上の影響に加え、予算計画や財務状況全般への潜在的な影響についても検討する必要があると考えられます。

■ **Author : Ravi Vadhwana (UHY's global mobility services)**

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。